

設置は
義務です

住宅用 火災警報器

取りつけましたか？

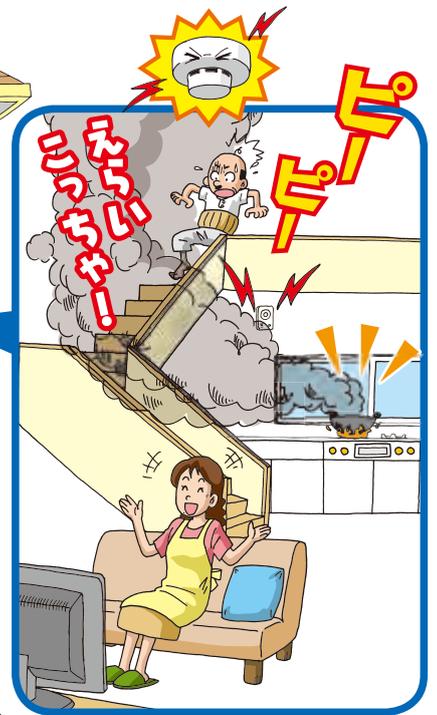
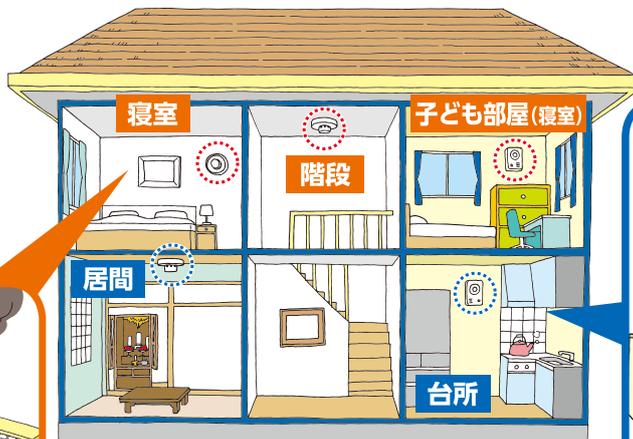
あなたの住宅にも、火災警報器の取り付けが義務付けられています。

どこに取り付けたらいいの？

取り付けが義務付けられている所 (寝室・階段)

取り付けをおすすめする所 (台所・全ての居室)

※市町村条例により、取り付けが義務付けられている場合があります。



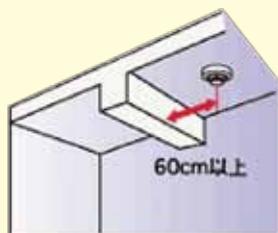
火災警報器の取付方法

天井の取付けはここがポイント

壁の取付けは
ここがポイント



はりの無い場合



はりの有る場合



エアコンの有る場合



壁掛けタイプの場合

住宅用火災警報器は、 10年を目安に交換をおすすめします！



住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。

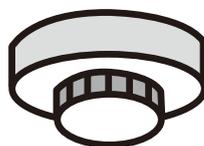
[設置時期を調べるには] 火災警報器を設置したときに記入した「設置年月」、または、本体に記載されている「製造年」を確認してください。

新しい火災警報器に交換したら！



本体の側面などに、油性ペンで「設置年月」を記入しましょう。

これから10年間、
また安心を見守るよ！



記入例

設置年月 20**年**月

●取扱説明書は、大切に保管してください。

定期的に作動確認し、音を聞きましょう！ ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認をします。

正常な場合は？

正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。

ピピ、
ピーピーピー



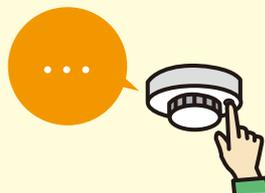
ピーピーピー
火事です



注)警報音はメーカーや製品により異なります。

音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。



●それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。



ご注意ください

- 火災警報器の種類によって、細かい注意点が異なります。製品に付属している取扱説明書を必ずご覧ください。
- お手入れや作動確認は、高所での作業となり、転倒や落下などの危険があります。安定した足場を確保して、作業を行ってください。
- 捨てる際は、本体と電池を別にして捨てましょう。お住まいの各自治体が定める条例に従って廃棄してください。

**悪質な訪問販売等に
注意を!!**



粗悪品

悪質な
訪問販売

消防職員が
販売する事は
ありません。

住宅用火災警報器についての問い合わせ

松阪地区広域消防組合

消防本部 予防課 … TEL 0598-25-1412
松阪中消防署 … TEL 0598-25-1416
三雲分署 … TEL 0598-56-2536
飯南分署 … TEL 0598-32-2605
飯高分署 … TEL 0598-45-0203
松阪南消防署 … TEL 0598-21-6014
多気分署 … TEL 0598-38-2509
松阪勢和分署 … TEL 0598-49-2124
松阪北消防署 … TEL 0598-42-2334
明和消防署 … TEL 0596-52-5600